平成２５年（フ）第５６７号
京都市山科区御陵荒巻町17番地５　フォルテ山科１Ｂ
債務者　宇野　哲史
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６００号
京都市右京区梅津上田町45番地23
債務者　佐藤　博子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５号
兵庫県西宮市青木町４番25―105号
債務者　森本　啓子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２１０号
兵庫県芦屋市高浜町８番１―1412号
債務者　三浦　政子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６９号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目117番地　レボン・タケダ306号
債務者　末継　　洋
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７１号
兵庫県西宮市山口町下山口２丁目１番17号北六甲ハイツ103号
債務者　松村　研一
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３０７号
兵庫県芦屋市竹園町５番14号、前住所兵庫県芦屋市親王塚町１番２号
債務者　山野井　修
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４号
広島県尾道市美ノ郷町三成403番地１　エスボワール新迫101
債務者　小川　雄司
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
愛媛県伊予市下吾川615番地７　グリーンパーク佐伯Ａ202号
債務者　松田　浩幸
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３０号
愛媛県松山市生石町370番地10
債務者　上甲　勝也
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３７号
愛媛県松山市平井町110番地　与力団地２棟61号、住民票上の住所愛媛県松山市南梅本町甲1099番地２　県営天神梅本団地１棟152号
債務者　上田　由香
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４２号
愛媛県松山市西長戸町249番地１　スバルハイツ201号
債務者　豊田　健志
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４３号
愛媛県松山市西長戸町249番地１　スバルハイツ201号
債務者　豊田ひとみ
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４８号
愛媛県松山市南梅本町93番地18
債務者　青野　年惠
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４９号
愛媛県伊予郡砥部町岩谷口207番地　グレースハイム平成館101号
債務者　若松　　徹
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４号
福岡県直方市大字山部808番地５　ガーデンライフＫ・Ｂ101号
債務者　江頭みさを
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第４９号
福岡県久留米市御井町1770番地１、前住所福岡県久留米市合川町143番地12の２　ハウスワンセルフ南棟
債務者　岡部　幸夫
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部